

予防医療ビジネスの推進

～検体測定室における採血行為での医行為の明確化～

検体測定室における一連の採血行為での医行為に該当する部分について

厚生労働省事務連絡平成27年8月5日

医療機関における施設の一体性について 医政総発0307第1号平成28年3月7日

特例措置前

○医療機関の開設許可において、同一建物の中で複数階にまたがる場合等、複数の構造設備に分かれている場合、それらを1つの医療機関としてみなすかどうかの取扱いが、都道府県等によって異なっている。

○検体測定室に関するガイドラインにおいて、一連の採血行為は利用者自身が行わなければならないとされている。

(規制の根拠)

検体測定室に関するガイドライン(「検体測定室に関するガイドラインについて」(平成26年4月9日厚生労働省医政局長通知医政発0409第4号)別紙)

ニーズ

○1つの医療機関としてみなすかどうかの取扱いが、都道府県等によって異なっていたため、明確な統一的指針を検討する必要があった。

○医療機関ではない検体測定室における利用者自身による一連の採血行為について、看護師等が利用者に対し、医行為に該当しないものとして介助することができる部分を明確化する必要があった。

特例措置

○複数の構造設備に分かれている場合の扱いを明確化。

○検体測定室における一連の採血行為について、医行為に該当する行為としない行為を明確化。

医行為に該当する行為 : 指先の穿刺、血液の絞り出し

医行為に該当しない行為(※): 手指の血行促進、指先の消毒、血液の採取、
傷口の手当

(※)ただし、手指に傷病等を有している場合は関係法令に抵触するおそれあり

効果

○予防医療を提供する医療機関の開設等の促進及び病院外での看護師等の業務範囲の拡大を促すことにより、予防医療ビジネスの推進が図れた。